

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	市民局市民生活部市民生活安全課
件名	さいたま市独立柱(公衆街路灯)新設業務(R5-単価契約)
履行場所	さいたま市内全域
契約締結日	令和5年6月16日
契約の相手方名	日本ファシリティ・ソリューション株式会社 三菱HCキャピタル株式会社 株式会社八洲電業社
契約金額	支払限度額 (内訳) 20,311,500円 独立柱新設286,600円/1式
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、市内の公衆街路灯の灯具交換及び維持管理を一括して実施しているESCO事業と密接に関連する付帯的な業務である。ESCO事業者が新設した独立柱についてはESCO事業の維持管理に含めるため、契約が終了する令和11年度まで補償される。一方で、本業務を他の業者に委託した場合、灯具の新設についてはESCO事業者が行っているため、事故等が発生した場合の責任の所在が曖昧になってしまう。また、灯具と別に独立柱のみを先行して施工することはできないため、ESCO事業者が一体的に施工する必要がある。したがって、ESCO事業者である当該業者と随意契約とした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	市民局区政推進部
件名	さいたま市政令指定都市移行・区制施行20周年ラッピングポスト制作業務委託
履行場所	さいたま市西区西大宮3-4-2 外
契約締結日	令和5年6月21日
契約の相手方名	株式会社セントラル
契約金額	4,609,000円
随意契約によることとした理由	<p>日本郵便株式会社が所有するポストへの装飾にあたり、ポストの形状、性質等を熟知し、制作中も通常のポストとして稼働するよう管理できる事業者以外は日本郵便株式会社から承認されず、日本郵便株式会社として装飾を承認できる事業者は、市内では当該事業者以外ないため、当該相手方と随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	市民局区政推進部
件名	さいたま市区民課窓口(一部)業務
履行場所	さいたま市西区西大宮3-4-2 外
契約締結日	令和5年6月30日
契約の相手方名	AGSプロサービス株式会社
契約金額	1,773,772,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、各区役所区民課窓口及び郵送請求処理センター業務の一部を民間委託するものである。</p> <p>業務仕様はある程度固まっているが、企画提案方式を採用することにより、民間のノウハウを活かした高い質の業務仕様の提案が期待できるため、企画提案方式による随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	市民局区政推進部
件名	さいたま市住民基本台帳ネットワーク及び戸籍システム改修(デジタル手続法対応)
履行場所	さいたま市浦和区常盤6-4-4 外
契約締結日	令和5年5月29日
契約の相手方名	富士通Japan株式会社 埼玉支社
契約金額	5,170,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務の対象となる住民基本台帳ネットワークシステム及び戸籍システムは、開発メーカーが著作権を保有しており、上記業者以外では改修することができない。したがって、当該相手方と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>